

# 背奈氏の氏称とその一族

佐伯有清

## 一

古代における背奈氏は、高句麗系の渡来氏族であつて、  
背奈公行文、背奈王福信（後に高麗朝臣・高倉朝臣に改姓）  
らの名前がよく知られている。一般に背奈氏の「背奈」は、  
「せな」と読まれている。

この通説となつてゐる背奈氏の読み方に疑いをかけられたのは閔晃氏である。かつて閔氏は、その著『帰化人——  
古代の政治・経済・文化を語る——』に索引を付せられた新版（昭和四十一年十一月刊）において、「背奈」は「せな」と  
と読むべきでなく、「はいな」と読まなければならぬと

いう見地に立つて、その索引「は」部の背奈行文の項に「は  
いなぎょうぶん」、背奈福徳のそれには、「はいなのふく  
とく」と読みをつけられたのであつた。  
もつとも「背奈」を「せな」と読むと同時に、「はいな」  
と読んだ先学に太田亮（一八八四—一九五六）があり、その  
著『姓氏家系辞書』（大正九年十月刊）、および『姓氏家系  
大辞典』（昭和十七年十二月、第一巻刊）の「ハ」部に「背奈」  
の項を設けて、「セナ条を見よ」とし、また後著の「セ  
部の「背奈」の項には「セナ」とならんで「ハイナ」の読  
みをつけられ、「背奈」を「はいな」とも読むべきことを

指示されていたのである。

ところで最近、関晃氏は、「背奈氏の氏称」（吉川弘文館の新刊）三七、平成三年四月と題する論文を発表され、「背奈」は、「せな」と読むべきでなく、「はいな」と読むのが正しいと論断され、そのように読む理由を明快に説かれている。関氏の論拠は、百濟や高句麗からの亡命貴族の例から推して、「背奈」という氏称は、本国にいた時からのものとみてよいであろうから、その「背」の字を倭訓で「せ」と読んだとは、とうてい考えられないということ、また人名・地名などの表記は、ごくまれな例外を除いて、平安初期ころまでは、原則として音訓混用は、ほとんどなく、「背奈」を「せな」と読むのは、音訓混用となるので、高句麗にいた時に、違う漢字を用いていたものを日本に渡来してから日本人が、これに「背奈」の二字をあてたのであると考えるのも、ほとんどありえないことであるという二点である。

関氏が指摘されるとおり、確かに「背奈」を「せな」と読むのは、いわゆる湯桶読みであつて、古代においては、「はいな」と読まれていたと考えるのが妥当である。しながら背奈公行文の歌一首を載せる『万葉集』巻第十六

には、「消奈行文」とあって、この「消奈」を、古くから「せな」と読まれてきていることは無視できない。ここにあらためて背奈氏の氏称について考察を加えてみる必要を感じるのである。

## 二

関晃氏が指摘された二つの論拠のうち第二点にかかる指摘が、近時、青木和夫氏他校注の『続日本紀』一一（新日本古典文学大系13、平成二年九月刊）の校異補注においてなされていることに、まずふれておく必要がある。

『続日本紀』天平十年三月辛未条に、

從六位上背奈公福信授外從五位下。

とみえるが、右にあれた青木氏他校注の『続日本紀』には、「背奈公福信」の「背」の字について、その校異補注として、「底」「肖」・兼等・印「背」に作る。狩「肖考」・伴「肖

イ」と傍書。三五四頁3参照。（六四一頁上段）

とある。「底」とは右の校注本が底本とした名古屋市博物館蓬左文庫所蔵本のことであり、この写本には、「背」の字が、「肖」となっていることを示しているのである。ま

た「兼」とは、天理大学附属天理図書館所蔵の吉田兼右本であり、「印」というのは、明暦三年の版本のことであって、吉田兼右本などの写本、および明暦三年の版本では、「背」を作っていることをあらわしている。さらに「狩」とは、

無窮会神習文庫所蔵の狩谷校本であって、「伴」すなわち宮内庁書陵部所蔵の伴信友校本とならんで前者に「肖考」、後者に「肖イ」の傍書があることを説明しているのである。そして「三四四頁3 参照」とあるのは、『続日本紀』天平十一年七月乙未条に、

授三外從五位下背奈公福信從五位下。正六位上新城連  
吉足外從五位下。

とある記事の「背奈公福信」の「背」の字の頭注に、「3 背〔兼等・東傍・高傍・大改〕→校補」とあるのを参考せよという意味である。この頭注に示されている「東傍」というのは、京都御所東山御文庫所蔵の写本の傍書、「高傍」とは、国立歴史民俗博物館所蔵の高松宮本の傍書、および「大改」とは、新訂増補国史大系本において改められていふ文字を指している。すなわち、この頭注は、「背奈公福信」の「背」の字は、吉田兼右本などでは、「背」の字に作り、東山御文庫所蔵の写本、および高松宮本では「背」と傍書

されており、また新訂増補国史大系本では「背」の字に改めてあると説いているのである。さらに「→校補」とあるので、その校異補注を見てみると、そこでは次のように説かれている。

諸本ともに「肖」と書す（東傍は背、高傍は背。印も「肖」）。大ここで「肖」を別字と見て「背」に改める。諸本、本巻の「背奈」以外の「背」はみな「背」と書き、「肖」と「背」を使い別ける。「肖」は「背」の略体と字形が似る。諸本の「肖」を「背」の異体字ではなく「肖」（セウ）と読み取ることも検討しなければならない。「肖」が「背」に転訛したとする、福信の姓は肖奈公・肖奴王（肖奴はセウヌ）となり、これは高句麗の五部の「消奴部」から生まれた姓であることになる。「背奈」は通常湯桶読みで「せナ」と読まれているが不自然な読み方であると言える。（六四一頁下段）

この論述には、きわめて重要な指摘がみられる。その論点に解説をほどこしながら箇条書きにすれば、次のとおりである。

(一) 底本とした名古屋市博物館蓬左文庫所蔵本をはじめ

諸写本には、『続日本紀』天平十一年七月乙未条に記されている「背奈公福信」の「背」の字を、すべて「肖」と書いてある。

(二) 「大」すなわち新訂増補国史大系本は、「肖」の字を「背」に改めている。すなわち同本の頭注には、「背、原作肖、拠上文天平十年三月紀改」とあって、本文を「背」に訂してある。

(三) 諸本では、天平十一年七月乙未条を載せている卷第十三に記されている「背奈」以外の「背」の字は、すべて「背」と記しており、「肖」と「背」の字を使い別けている。すなわち本巻の天平十二年十一月甲辰条の「山背王」、同年十二月戊午条の「山背国」、および同年十二月丙寅条の「山背國」などの「背」の字を「肖」と書いてはいけない。

(四) 「肖」の字は、「背」の略体の字形と似ている。たとえば、「肖」(「肖」、「尐」)(「背」)の「」とくである。

(五) 諸本に記されている「肖」の字が、「背」の異体字でなく、もともと「肖」(セウ)の字であると読み取ることも検討する必要がある。

(六) 「肖」が「背」の字に転訛したならば、福信の姓は、

肖奈公・肖奴王であつて、「肖奴」は「セウヌ」となり、高句麗の五部の「消奴部」から生じた姓であることになる。

(七) 「背奈」は、一般的に湯桶読みで「せナ」と読まれているが、この読み方は不自然である。

まず(一)については、村尾元融の『続日本紀考証』が、天平十一年七月条の考証部分で、すでに「肖奈公」に、「肖當<sub>下</sub>依<sub>上</sub>堀本<sub>一</sub>作<sub>上</sub>背<sub>下</sub>皆倣<sub>上</sub>此<sub>下</sub>」と注記している。村尾元融が記す「堀本」というのは、元融が「続日本紀考証例言」で、

堀本。出於平安堀氏。每首印<sub>三</sub>平安堀氏時習斎藏<sub>八</sub>字<sub>ヲ</sub>。卷末載<sub>三</sub>寛永十四年等字及識語<sub>ヲ</sub>。其下捺<sub>三</sub>重圈印<sub>ヲ</sub>。印文曰杏庵堀氏。名正意。時習斎。其曾孫正修別号也。

と述べているように、堀杏庵(一五八五—一六四二)が所蔵していた写本である。この堀杏庵旧蔵本は現存していないようであるが、村尾元融の記述によれば、卷末に「寛永十四年等字及識語」を載せていたので、おそらく十七世紀の初期に書写された本であつて、その写本は、「肖奈」の字を「背奈」に作つていたのである。

また佐伯有義校訂標注の『続日本紀』(朝日本)天平十一

年七月乙未条の「背奈公福信」の頭注には、「背奈公、原本背を肖に作る十年三月紀に拵て改む下同じ」とある。この注記は、(二)に記した新訂増補国史大系本と同様であるが、朝日本が底本とした「原本」とは、明暦三年(一六五七)に、立野春節(一六二五-?)が校訂した版本である。この版本は、三条西本系統の写本を底本とし、それを蓬左文庫本系統の写本で対校したものとみられており、また版本が底本とした三条西本系統の写本は、立野春節の師である中原職忠(一五八〇-一六六〇)が所持していた近世初期の書写にかかる宮内庁書陵部所蔵の中原本の可能性があるといわれている(吉岡真之・石上英一「書誌」、新日本古典文学大系12『続日本紀』一所収参照)。

このように、「背奈」「肖奈」をめぐって、さまざまな考えがめぐらせるのであるが、さらに背奈公行文について、『続日本紀』以外の文献にみえる記載が、どのようになっているかを顧みておく必要がある。

成立の古い順からみてゆくと、まず天平勝宝三年（七五二）十一月に成立した『懷風藻』に背奈王行文の詩一首が採録されているが、その目録には、「從五位下大學助背奈王行文一首（宴新羅客。上已宴）」とある。現在通行する『懷風藻』の活字本のいずれもが行文の氏姓を「背奈王」に作っている。ところが実は、室町末期の書写と考えられている現存最古の『懷風藻』写本である蓬左文庫所蔵の尾州家本をはじめ、慶長年間書写の内閣文庫所蔵の来歴志本、江戸初期書写の内閣文庫所蔵の林家本、および静嘉堂文庫所蔵の脇坂本などの諸写本、さらに版本としては最初の天和四年刊本は、いずれも「背奈王行文」を「肖奈王行文」に作っているのである（大野保『懷風藻の研究』本文批判と註釈研究——）参照）。また『懷風藻』本文の「從五位下大

学助背奈王行文二首（年六十二）」の「背奈」についても、来歴志本・脇坂本は、ともに「肖奈」に作り、尾州家本は「肖」となつていて、背奈王行文は、『懷風藻』においても、もとは肖奈王行文と表記されていたことが考えられる。

次に天平宝字四年（七六〇）正月以後、同年八月以前の間に成立した『家伝』下の「武智麻呂伝」に、背奈公行文は、「宿儒」の一人として「肖奈行文」とみえる。これは「建久七年丙辰卯月八日書寫之法相宗末葉乘圓舜禪之本也」云々と奥書されている『群書類従』第五輯所収本によつたものであるが、同本には「肖」の字の右に「背歎」の傍注がほどこされている。宮内庁書陵部所蔵の伏見宮本は、文和二年（一一五三）の奥書のある古写本の臨写本であるが（宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』歴史篇参照）、上巻のみで「武智麻呂伝」を欠いているので、竹内理三氏編『寧樂遺文』下巻所収の『家伝』は、上巻を伏見宮本によつて校訂してあるけれども、下巻は『群書類従』所収本にもどづいていいる。したがつて、もちろん「肖奈行文」に作つてある。背奈公行文を「肖奈行文」と書いている『群書類従』所収本は、建久七年（一一九六）の奥書のある写本を忠実に伝えていると考えてよいから、「肖奈行文」とあるのは、原本

の表記そのままを伝えたものとみなすことができる。

以上のように『懐風藻』の古写本、および『家伝』下の「武智麻呂伝」の表記にあたってみると背奈公行文の「背」の字は、いずれも「肖」となっており、「肖奈公行文」とするのが、正しいように思われてくる。

事実、『万葉集』卷第十六に載っている「謗佞人」歌一

首」（一六·三八三六）の左注に「右歌一首。博士消奈行

文大夫作之」とあって、背奈公行文を「消奈行文」として

いるのが注目されるのである。「消奈」は、あきらかに「肖奈」に通じる。『万葉集』は、奈良末・平安初期に成立したものとされているが、卷第一から卷第十六までは、天平十六、十七年（七四四·七四五）ころに撰ばれたものといわれているから、そのころの表記が、そのまま伝えられているとすれば、背奈の氏名は、「肖奈」（せうな）が本来の名称であつて、「消奈」（せうな）とも通じ用いられていたことになる。

ここにいたつて青木和夫氏他校注の（五）における問題の提起、すなわち「背奈」の「背」の字は、「肖」と読み取る検討の必要性にたいする解答が、いちおう提出できたと思われる。そこでさらに（六）で提起されている高句麗の五部の

「消奴部」と氏姓である「肖奈」「消奈」との関連の問題について考えてみる必要が生じてくるが、これについては、最後にとりあげることにして、なお背奈氏の一族の人々のことを取りあげて、「肖奈」という表記の問題を掘りさげることにしたい。

#### 四

第二節においてふれたごとく『続日本紀』天平十年三月辛未条、および同十一年七月乙未条にみえる背奈公福信は、同十五年五月癸卯条・同年六月丁酉条などに「背奈王<sup>(二)</sup>福信」としてみえ、これらの条にあつても「背奈」の氏名は、先学の指摘によれば、いずれも「肖奈」の姓に作つていたのである。

これについて青木和夫氏他校注本によつて見てみると天平十五年五月癸卯条にみえる「背奈王福信」の頭注に「20  
平・兼・谷・東「肖」  
底・兼・谷・東「背」  
高「背」  
（行書体）」を作る。「肖」である可能性については三三八頁<sup>9</sup>・三五四頁<sup>3</sup>参照。（六四八頁）

背→校補」とあり、その校異補注には、

である可能性について三三八頁<sup>9</sup>・三五四頁<sup>3</sup>参

と記され、また同十五年六月丁酉条にみえる「背奈王福信」

の頭注に「**8背**→校補」とあり、その校異補注には、

**底・兼・東**「**肖**」、**谷・高**「**背**」(行書体)に作る。「**肖**」

である可能性については三三八頁**9**・三五四頁**3**参

照。(六四八頁)

とある。

これらの校異補注に「**底**」とあるのは、本校注本が底本とした名古屋市博物館蓬左文庫所蔵本、「**兼**」は天理大学附属天理図書館所蔵吉田兼右本、「**谷**」は宮内庁書陵部所蔵谷森本、「**東**」は京都御所東山御文庫所蔵本、「**高**」は国立歴史民俗博物館所蔵高松宮本であるが、天平十五年五月癸卯、および同年六月丁酉の兩條にみえる「**背奈王福信**」の「**背**」の字についても、多くの写本が「**肖**」の字に作っているのである。しかも前条について宮内庁書陵部所蔵の谷森本は、蓬左文庫所蔵本などの写本のように「**肖**」となつてゐるのに、後条では東山御文庫所蔵本と同様に行書体で「**背**」と書かれている。このような「**肖**」と「**背**」の字の混用は、天理図書館所蔵の吉田兼右本においてもみられる。当本は右の両条では「**肖**」に作つてゐるのに、さきにふれた天平十年三月辛未、および同十一年七月乙未の兩条

では、「**背**」と記されている。

この場合から知られるように同一写本でも「**背**」「**肖**」と両方の字で記されている箇所があるのは、その祖本の書寫段階で、四十卷からなる大部の『続日本紀』の筆写事業が、数名の書き手によつてなされたことによつて生じたのであろう。しかも青木和夫氏他校注本が底本とした蓬左文庫所蔵本が、『続日本紀』卷第十三の冒頭に收める天平十年三月辛未条以下、背奈公福信の「**背奈**」を一貫して「**肖奈**」と書いてゐるのに、卷第八に收める養老五年正月甲戌条、および卷第十に記されている神龜四年十二月丁亥条にみえる背奈公行文の「**背**」が「**肖**」とは作つていないのは、蓬左文庫所蔵本の性格からして理解できるのである。

といふのは、蓬左文庫所蔵本は、江戸時代初期の写本である卷第一から卷第十までと、鎌倉時代後期(十三世紀後半)の写本である卷第十一から卷第四十までの取り合せ本であるからである(吉岡真之・石戸英一「書誌」、前掲参照)。卷第一から卷第十までの二十冊は、吉田兼右(一五一六—一五七三)の子である僧梵舜(一五五三—一六三二)が吉田兼右本を一部書写した転写本のうち一本(内閣文庫本)を補写したものであつて、それを卷第十一から卷第四十までの古写本に

取り合せたのが蓬左文庫所蔵本なのである（吉岡真之・石上英一、前掲論文参照）。したがつて蓬左文庫所蔵本の巻第一から巻第十までは、吉田兼右本の孫本となり、同本は、永正十二年（一五二五）にト部家相伝の『続日本紀』を書写した三条西本を転写したものである。これにたいして巻第十一から巻第四十までは、十三世紀の後半に書写され、もと金沢文庫に所蔵されていた貴重な古写本であつて、現存する『続日本紀』の写本としては最古のものである。

したがつて巻第八、および巻第十にみえる背奈公行文の「背」の字とは異なつて巻第十三や巻第十五にみえる背奈公（王）福信の「背」の字が「肖」となつてゐるのは当然なのである。しかも『続日本紀』最古の写本に「肖奈」と書かれていることは、背奈氏の氏名が実は「肖奈」であつた可能性を強めるといわなければならない。すでにみてきたように背奈公行文の「背」が『懷風藻』の古写本や『家伝』下の「武智麻呂伝」でも「肖」になつており、また『万葉集』では「消」と記されていることをあわせ考えてみると、「肖（消）奈」が正しく、「背奈」は誤写にもとづくものであつて、「背奈」という姓は当時存在しなかつた氏名であるとみなしてよいであろう。

しかしながら各種の写本が「肖」と書かれているといつても、それらは、いずれも後世に書写されたものであるから、伝写の間に「背」の字を「肖」と誤写されたのではないかという可能性は、まだ存在する余地を残している。そこで背奈氏の一族の氏人が現に「背奈」を称していた時代の生の史料にあたることができれば、その氏族の名称が「背奈」か、あるいは「肖奈」か、そのいずれが正しいかを確実なものとすることができるであろう。

背奈氏の一族の人名で『続日本紀』に最初にあらわれるものは、すでにみてきたように、養老五年正月甲戌条に記されている背奈公行文である。行文は養老五年（七二二）正月、明經第二博士・正七位上の時に、「優遊學業堪為三師範者」の一人として賞賜され、絶十五疋・糸十五絪・布三十端・鉢二十口をあたえられ、ついで神龜四年（七二七）十二月、正六位上の行文は、従五位下の位階に叙せられたのである。こうした経歴のほか、行文は『懷風藻』に詩二首、『万葉集』に歌一首を残し、また『家伝』下の「武智麻呂伝」に宿儒の一人としてみえることは、さきにみたどおりである。

次に『続日本紀』に記されている背奈氏の一族は、背奈

公福信である。福信についても天平十年三月辛未条以下にみえることは、さきにふれたとおりである。福信は、天平十年（七三八）三月、従六位上から外従五位下に昇り、翌十一年七月、従五位下となり、同十五年五月、正五位下に叙せられ、同年六月、春宮亮に任せられている。そして天平十九年六月辛亥条に、

正五位下背奈福信。外正七位下背奈大山。従八位上背奈広山等八人。賜背奈王姓。

と記されているように、福信ら八人は、天平十九年（七四七）六月に、背奈王の姓を賜わったのである。さらに福信らは、天平勝宝二年（七五〇）正月に、高麗朝臣の姓を賜わっている（『続日本紀』天平勝宝二年正月丙辰条参照）。

背奈公福信が背奈王の姓を賜わった時に、一族の氏人として同時に背奈王姓となつた大山と広山は、『続日本紀』における初見の人物である。そのうち大山は、『続日本紀』天平勝宝六年四月壬申条に入唐判官として「巨萬朝臣大山」が正六位上から従五位下に叙せられたことがみえ、これよりさき天平勝宝二年八月二十八日付の「造東大寺司解」には、造東大寺司判官として「巨萬朝臣『大山』」（『大日本古文書』二五一三四）の自署がみえる。大山が「巨萬朝臣」

の氏姓を称していることから、大山も福信が天平勝宝二年正月に高麗朝臣を賜姓された時に、同時に高麗（巨萬）朝臣の氏姓に改めたものと考えてよい。

一方、広山の『続日本紀』における動静は、右に掲げた天平十九年六月辛亥条の賜姓記事につづくものとして天平宝字六年四月戊午条、および同八年正月乙巳条の記事があげられる。前条は、広山が遣唐副使に任命された記事であつて、時に広山は正六位上であった。また後条は、広山が正六位上から外従五位下に昇叙されたことを伝えている。両記事には、広山の氏姓は、もちろん高麗朝臣に作つており、広山も天平勝宝二年正月、背奈公福信らが高麗朝臣と改姓したさうに、同時に高麗朝臣となつたとみなすことができる。ところが幸いなことに、広山は正倉院文書の天平二十二年（七四九、この年四月十四日、天平感宝元年と改元）正月から同年である天平感宝元年五月までのことを記す『千部法華經料納物帳』以下、しばしば、正倉院文書に、その名前が記載され、広山が活躍していた時代に、広山の姓が、どのように記されていたかを、つぶさに知ることができる。『大日本古文書』に記載されている広山の記事を表にして示せば、次頁のとおりである。

		番号		年月日	記事	『大日本古文書』の傍注
		天平二十一年正月二十七日				
天平二十一年正月五日	天平感宝元年四月二十五日	五月一日	三月三十日	二月二十四日	天平二十一年正月二十七日	天平二十一年正月二十七日
天平感宝元年閏五月		三月十九日	二月二十五日	一月十六日	天平二十一年正月二十七日	天平二十一年正月二十七日
坊舍人從八位上肖奈王広山	肖奈広山	知肖奈広山	知肖奈広山	檢納肖奈	檢納肖奈広山	檢納肖奈広山
肖奈	肖奈	肖奈	肖奈	肖奈	肖奈	肖奈
知肖奈	知肖奈	知肖奈	知肖奈	肖奈	肖奈	肖奈
肖奈広山	肖奈広山	肖奈広山	肖奈広山	肖奈広山	肖奈広山	肖奈広山
(背)	(背)	(背)	(背)	(背)	(背)	(背)
○〇〇三四〇〇〇三〇四〇八〇〇三〇〇〇〇〇〇三〇八〇三三〇三二一 三二二三一二六二一二四五五二五五五五二五四五二四五七〇〇一九〇一九 三二二三七八二四二二八〇四七五二一八五四二四一四七五〇一〇一〇一九 八四四二七四三九一二二〇四五〇一九七〇九〇六八四六四五七一〇〇	の大日本古文書の卷数		の大日本古文書の頁数		の大日本古文書	

正倉院文書にみえる背奈（王）広山の名前は、天平二十

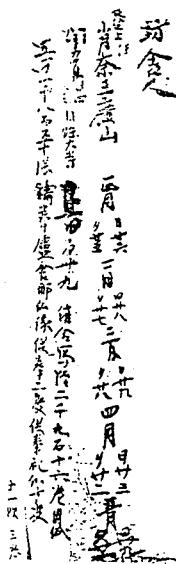
一年（七四九）から天平感宝元年（七四九）閏五月の半年間に集中して記載され、右の表にみられるように三十二箇所におよんでいる。しかも『大日本古文書』には、②2（一四

一八二）と②8（一四一・七七）に「背奈広山」とある以外は、

すべて「肖奈広山」「肖奈」「肖奈王広山」と記されている。

たとえば⑧（一〇・五四六）と⑪（一〇・五四六）に記載されている「肖奈」を正倉院文書（続々修三十四帙四）に收められている天平二十一年三月二十五日付『写経所解案』、および同年三月十九日付『写経所解案』の原文書の写真を掲げてみると、次のとくである。この二つの文書の記

載は、『大日本古文書』が活字化しているように、「肖奈」と記されている。



左側解 文書

今第六回

墨連

大吉利屋 葵葉田之 須アカ  
山下公之 桂葉くら 村田義人  
郡士名 畠葉田之  
六月二十一日ナヨロトモサ

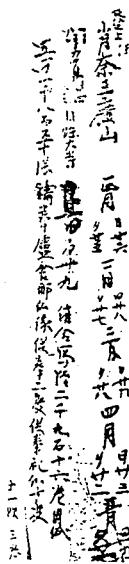
肖奈

六月二十一日ナヨロトモサ

さらに③2（一〇・一三三八）に記載されている「肖奈王広山」

を天平二十一年八月以来上日日の『經師等上日帳』（続々修二十四帙六）の原文書写真に就いて見てみると、次のとおりであつて、（一）でも、明確に「肖奈王広山」と記されている。

續金



ナ一四一三六

もう一例を原文書にあたつてみることにしたい。すなわ

ち②（一〇・一〇）の「天平廿一年正月廿七日」云々とある『千部法華經料紙緒軸帙納帳』（続々修五帙六）の関係部分写真を掲げてみると、次のようにある。『大日本古文書』は、「肖」の字の右に「背カ」と傍注をほどこしているが、原

ナミヨ清美一墨連ナホ  
主筆是也其作

肖奈

二月四日

二月

四日

文書には、明らかに「肖」と記されている。

山」は自署)」と判読できる。また後者の原文書は、

大日本古文書  
天平廿年五月廿日自署奉請(二万八百枚八百枚見合七百六十八枚五百一十六枚)  
二月八日大正ニテ五日也正倉院文書五日也知肖奈廣山五日也奉

本欲新月大正ニテ五日也知肖奈廣山五日也奉

千九百枚

大日本古文書  
天平廿年五月廿日自署奉請(二万八百枚八百枚見合七百六十八枚五百一十六枚)  
二月八日大正ニテ五日也正倉院文書五日也知肖奈廣山五日也奉

千九百枚

大日本古文書  
天平廿年五月廿日自署奉請(二万八百枚八百枚見合七百六十八枚五百一十六枚)  
二月八日大正ニテ五日也正倉院文書五日也知肖奈廣山五日也奉

千九百枚

そこで『大日本古文書』が、ただ二箇所「背奈広山」に

作つてある(22)(二四一八二)と(23)(二四一七七)の原文書、すなわち「天平感宝元年五月廿一日宣」云々とある文書(続々修十五帙三)、および「天平感宝元年五月廿七日奉請(續々修十五帙三)」にあたつてみると、それら文書にも「背」の字が、「肖」となつてていることが知られるのである。

前者の原文書写真を掲げてみると、

天平感宝元年五月廿七日奉請(續々修十五帙三)

右係長官書至多賀貢之年正月廿七日奉請(續々修十五帙三)

大日本古文書  
天平廿年五月廿日自署奉請(二万八百枚八百枚見合七百六十八枚五百一十六枚)  
二月八日大正ニテ五日也正倉院文書五日也知肖奈廣山五日也奉

海原洋三志

となつており、署名の箇所は、明らかに「知肖奈廣山」(「廣

となつていて、その署名の部分は、明確に「知肖奈廣山」「廣山」は自署」と書かれている。

このように『大日本古文書』が「背奈広山」と記している二つの箇所も、原文書の写真で確かめてみると、そのいずれもが「肖奈広山」になつていて、例外ではなかつたことがわかる。

なお青木和夫氏他校注本の校異補注の四で指摘されている点、すなわち「肖」の字は、「背」の略体の字形と似ているということに関して、正倉院文書において「背」の字が、どのように書かれているかを、山背野中という人物の記載を例にとって原文書の写真を調べてみると、

山背野中二月廿日

(天平二十一年二月二十

となつており、署名の箇所は、明らかに「知肖奈廣山」(「廣

山」は自署)」と判読できる。また後者の原文書は、

二日『写経料紙筆墨納充帳』(正集十八裏書)『大日本古文書

文書》三一四五)

# 山背野中

四日『写一切經所解』(正集十八裏書)『大日本古文書』  
三一五二)

# 山背野中

(天平二十年七月一日)

類從『千部法華經写上帳』(正集十一裏)『大日本古文書』

(四一五〇八)

五

山背野中  
(天平二十年八月二日)『千部法華經紙筆墨充帳』(正集十二裏)『大日本古文書』二四一五〇五)となつており、「山背」の「背」の字が「肖」とまぎらわしく書かれている字は、まったくない。

以上のように正倉院文書の原文書写真によつて背奈広山の名前の記載を調べてみると、すべて「肖奈広山」となつており、また山背野中という人物の「背」の字を見てみると、「肖」の字のようにみとめられるものは、ひとつとしてないことから、「背奈」の氏名は、実は「肖奈」であつ

たとしなければならなくなる。ここに至つて関晃氏が「背奈」の氏称を「はいな」と読むべきであるとする高説は、妥当とはいえないなり、「背奈」は、「肖奈」の誤記されたものが、正しい字のごとくに思われてきたのであつて、今後は、「せうな(「しような」)」と読まなければならない。背奈公行文が、『万葉集』で「消奈行文」と表記されているのも、けだし当然のことであつたといえるのである。

背奈王福信は、天平勝宝二年(七五〇)正月、高麗朝臣の氏姓を賜わり、宝亀十年(七七九)三月には高倉朝臣と改姓している(『続日本紀』天平勝宝二年正月丙辰条、および宝亀十年三月戊午条参照)。高倉朝臣となつた福信は、延暦八年(七八九)十月、散位從三位で薨じたが、『続日本紀』に載せる薨伝には、「其祖福德属唐將李勣拔平壤城。來帰國家。居武藏焉。福信即福德之孫也」(『続日本紀』延暦八年十月乙酉条)とあつて、福信は、その祖父福德の時代に高句麗から日本に渡来したのであつた。『新撰姓氏録』には、高倉朝臣氏の本系は載せられていないが、その旧姓高麗朝

臣氏の本系が左京諸蕃下の部に收められており、そこには、

「出」自『高句麗王好台七世孫延興王』也」とある。

高句麗の出身で、「肖奈」という姓といえば、青木和夫氏他校注本の校異補注の六に指摘がみられるように、高句麗の五部制の一つである「消奴部」のことが思いあたり、「肖奈」は、それから生じた姓であるということも考えられるのである。

高句麗の五部制の一つである「消奴部」については『魏志』高句麗伝に、

(一) 本有<sub>三</sub>五族。有<sub>三</sub>涓奴部。絕奴部。順奴部。灌奴部。桂婁部。本涓奴部為<sub>レ</sub>王。稍微弱。今桂婁部代<sub>レ</sub>之。

とあり、また同伝に、

(二) 王之宗族。其大加皆稱<sub>古</sub>雞加。涓奴部本国主。今雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>王。適<sub>ニ</sub>統大人<sub>ニ</sub>得<sub>レ</sub>稱<sub>古</sub>雞加。亦得<sub>レ</sub>立<sub>ニ</sub>宗廟<sub>ニ</sub>祠<sub>ニ</sub>靈星社稷<sub>ト</sub>。

とみえ、さらには、

(三) 拔奇怨<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>兄而不得<sub>レ</sub>立。與<sub>ニ</sub>涓奴加<sub>ニ</sub>各將<sub>ニ</sub>下戸三万余口<sub>ニ</sub>詣<sub>ニ</sub>康降。還住<sub>ニ</sub>沸流水。

とみえる。この三つの記事は、「消奴部」を「涓奴部」「涓奴加」に作っている。『魏志』高句麗伝の(一)に相当する記

事を『後漢書』高句麗伝は、

凡有<sub>三</sub>五族。有<sub>三</sub>消奴部。絕奴部。順奴部。灌奴部。桂婁部。一名左部。即順奴部也。二曰<sub>ニ</sub>內部。一名黃部。即桂婁部也。三曰<sub>ニ</sub>北部。一名後部。即絕奴部也。四曰<sub>ニ</sub>南部。一名前部。即灌奴部也。五曰<sub>ニ</sub>西部。一名右部。即消奴部也。本消奴部為<sub>レ</sub>王。稍微弱。後桂婁部代<sub>レ</sub>之。

と記し、『魏志』高句麗伝にみえる「涓奴部」を「消奴部」としている。『梁書』高句麗伝に、「本有<sub>三</sub>五族。有<sub>三</sub>消奴部。桂婁部代<sub>レ</sub>之」とみえ、『後漢書』高句麗伝の記事に考注をほどこした唐の章懷太子(李賢、六五一一六八四)の注「接

今高麗五部」云々という記述に相当するものが、『新唐書』高麗伝には、

分<sub>ニ</sub>五部。曰<sub>ニ</sub>内部。即漢桂婁部也。亦號<sub>ニ</sub>黃部。曰<sub>ニ</sub>北部。即絕奴部也。或號<sub>ニ</sub>後部。曰<sub>ニ</sub>東部。即順奴部也。或號<sub>ニ</sub>左部。曰<sub>ニ</sub>南部。即灌奴部也。亦號<sub>ニ</sub>前部。曰<sub>ニ</sub>西部。即消奴部也。

とあって、『梁書』『新唐書』は、ともに「消奴部」と書いたのである。

かつて今西龍（一八七五—一九三二）は、『魏志』の「涓奴部」、「後漢書」などの「消奴部」について、「涓と消と孰れか正しきやは容易に判定し難し」と述べ、また「涓那（ママ）と消那と孰れが正しきか不明なり」（『高句麗五族五部考』朝鮮古史の研究所収参照）と説いた。しかしながら張楚金撰、雍公叡注の『翰苑』高麗条の本文「部賁五宗」に注記されている【魏略】逸文に、

其國本邦有五族。有消奴部。（絶奴部）。順（連）奴部。（ママ）樓桂樓部。〔本消奴部〕為王土。〔稍〕微弱。〔今〕

桂樓部代之。

とあって、晋の陳寿（一三三二—九七）が撰述した『魏志』の典拠となつた魚豢（？—一八〇—一八九）の『魏略』には、「消奴部」と書かれていたようであり、かつ『後漢書』などの諸書には、多く「消奴部」とあるので、『魏志』の「涓奴部」は、後世の誤写によるものであろう。

ただし右の『翰苑』残簡は、「天下の孤本」（竹内理三校

訂・解説『翰苑』（昭和五十二年五月刊）、「海内の孤本」（湯浅幸孫校訛『翰苑校訛』昭和五十八年一月刊）といわれている

平安初期の写本（太宰府天満宮所蔵）であるので、「涓奴部」よりも「消奴部」のほうが正しいと断定はできない。なぜ

ならば、右に掲げた『翰苑』所引の【魏略】逸文をみて知られるように誤字・脱字がきわめて多く（引用文の字の右側の（）内の字は『魏志』によって訂し、また（）内の語句は、『魏志』によって補つた）、後世の誤写、もしくは『後漢書』などの影響を受けて、「涓奴部」を「消奴部」と書いた可能性も考えられるからである。さらに版本としては、もつとも古い宋の慶元版『太平御覽』所引の【魏略】逸文には、『翰苑』所引の同逸文の末尾に相当する文が、  
『翰苑』所引の同逸文の末尾に相当する文が、  
本捐奴部為王。稍微弱。今桂婁部代之。

と記されており、「消奴部」が「捐奴部」となつてゐることも考慮に入れる必要があるからである。『太平御覽』の「捐奴部」は『魏志』の「涓奴部」に通じるところがある。しかししながら『魏志』高句麗伝の「涓奴部」をめぐる（）の記事、すなわち「涓奴部本國主。今雖不為王。適統大人得稱古雞加」という記事は、『三国史記』高句麗本紀第三の太祖大王二十二年冬十月条に、

王遣桓那部沛者薛儒。伐朱那。虜其王子乙音。為古鄒加。

とある記事に相当するものであると考えられる。この両記事を対比すれば、「涓奴部」と「朱那」とは同じものとす

ることができ、また、その音韻の対応から「朱那」は、「涓奈部」ではなく、「消奴部」にあたることがわかるのである。

以上みてきたように『魏志』の「涓奴部」は、『魏略』逸文や『後漢書』本文、および李賢注に記されていることく「消奴部」が正しい名称であり、背奈公行文の氏名「肖奈」は、青木和夫氏他校注本の校異補注の(六)で説かれているとおり、高句麗の五部の「涓奴部」に由来する姓であるとみなすことができる。(六)で「肖奴」は、「セウヌ」であるとするが、「消奴」が「朱那」と表記されているのによれば、「消奴」は、「せうな」と読むべきであろう。

ところで高句麗の五部の「涓奴部」の名称が「肖奈」「涓

奈」という姓になつたと確実にいえることなのであろうか。というのは、『後漢書』の李賢注によれば、桂婁部は、内部・黄部・黄部、絶奴部は、北部・後部、順奴部は、東部・左部、灌奴部は、南部・前部、涓奴部は西部・右部と、後に称するようになつていたのであって、『翰苑』注にも、

五部皆貴人之族也。一人曰内部。即後漢書挂樓部。  
一名黃部。<sub>(中)</sub>一名黃部。二曰北部。即絶奴部。即絶奴部。  
三曰東部。即順奴部。一名在<sub>(左)</sub>即名後部。一名黑部。  
四曰南部。即灌奴部。一部。一名上部。一名青部。

名前部。一名赤部。五曰西部。即涓奴部也。一  
名右部。二名下部。一名白部。

とある。これによれば挂樓(桂婁)部は、内部・黄部のほか中部(原鈔本は、「一名黄部」の四字が重複しているが、上の「一名黄部」は、他の部の記述から類推して「一名中部」と考えられる)、絶奴部は、北部・後部のほか黒部、順奴部は、東部・左部のほか上部・青部とも称し、また灌奴部は、南部・前部のほか赤部、そして涓奴部は、西部・右部のほか下部・白部(原鈔本は、「一名下部。一名白部」が記されているが、他の部の記述から類推して補う)とも称されていたのである。

高句麗は、宝藏王二十七年(天智七年、六六八)に滅亡するが、その一年前の天智五年(宝藏王二十五年、六六六)、唐が高句麗の内訌に乗じて出兵した年に、高句麗は前部能婁らを日本へ派遣した(『日本書紀』天智五年正月戊寅条参照)。これ以後、高句麗の使者が、しばしば日本に派遣されてきており、前部能婁の「前部」のように、高句麗の五部を冠した人物が使者名として『日本書紀』に記されている。すなわち上記した前部能婁は、天智五年六月戊戌条にもみえ、天智十年正月丁未、および八月丁卯条には上部大相可婁、

天武元年五月戊午条に前部富加井、同二年八月癸卯条に上部頭大兄邯子・前部大兄碩干、同五年十一月丁亥条に後部主簿阿于・前部大兄德富、同八年二月壬子朔条に上部大相桓父・下部大相師需婁、同九年五月丁亥条に南部大使卯間・西部大兄俊徳、そして同十一年六月壬戌朔条には下部助有・卦婁毛切・大吉昂加らの使者名が記載されている。

この間、新羅の文武王十年（天智九年、六七〇）、新羅は、滅亡した高句麗遺民が擁していた高句麗王の外孫で大臣淵淨土の子である安舜（安勝）を王に立て、新羅の領域内に高句麗の国を再建させ、その新高句麗国が、日本に使者を送り、天武十一年（六八二）に至るまで、その関係がつづいたのである。こうした高句麗滅亡前後の高句麗では、五部の制の名称は、前部・南部（以上、旧称「灌奴部」）、上部（「順奴部」）、後部（「絶奴部」）、下部・西部（「消奴部」という称呼が用いられていたことが知られる。そして、やがて高句麗の五部の名称が日本に渡来した氏族の姓に転化し、前部宝公（『続日本紀』天平十九年五月辛卯条）・南部馬仙文（天平末年『貢進歴名帳』『大日本古文書』二五一九四）・上部真善（『続日本紀』天平十七年正月乙丑条）・後部王同（同上、和銅五年正月戊子条）・後部高笠麻呂（同上、天平宝字元年九月辛巳条）・

西部難男高（天平末年『貢進歴名帳』前掲）などの人名が記録にあらわれ、また『新撰姓氏録』には、後部薬使主・後部王（左京諸蕃下、高麗条）・後部高（未定雜姓・高麗条）など高句麗の五部名に由来する氏名を称する氏族の本系が登載されている。

このように高句麗の五部の称呼が、日本で氏族名になつてゐるのであるが、前部・南部など高句麗の五部の名としては新しいものが姓となつてゐるのは理解できるにしても、西部の古称である消奴部の称呼が、「肖奈」「消奴」のような氏族名に転化することは、実際にありうることなのであるうか。こうした疑問は、当然生じてくるであろう。

高句麗の五部の古称は、西暦二一〇年ころから四二七年まで、つまり三世紀の前半から五世紀の前半まで存続していたものとみなされており、その後、高句麗の滅亡まで中部（内部）・後部（北部）・上部（東部）・前部（南部）・下部（西部）の名称で呼称されていたと考えられている（末松保和「朝鮮三国・高麗の軍事組織」『青丘史草』第一所収参照）。五部について、高句麗の領域を五区分した行政区域（池内宏「高句麗の五族及び五部」『満鮮史研究』上巻篇所収参照、あるいは都城内の区分であり、かつ貴族の組分け（今西龍「高句

麗五族五部考】前掲書所収参照)、もしくは王都の五つの軍事集団と都外に五区分されて設けられた軍事管区(山尾幸久「朝鮮三国の軍区組織——コホリのミヤケ研究序説——」「古代朝鮮と日本」所収参照)とするなど、さまざまな説があるが、武田幸男氏が五部は「王都の支配者集団の五部組織である」(六世紀における朝鮮三国の国家体制)【朝鮮三国と倭】東アジア世界における日本古代史講座4所収)と指摘しているのが妥当であろう。

ともあれ高句麗の五部の古称に由来する名称は、史料的にやや疑問があるものの、「旧唐書」渤海靺鞨伝に、「祚榮遂率其衆」東保桂婁之故地」とみえ、また「開元七年(七一九)。祚榮死。……乃冊立其嫡子桂婁郡王大武芸」とあることからすると地域名として八世紀前半まで存続していたことがうかがわれる。

ところで平壤城城壁石刻の一つに西暦五六六年にあたるとみられている「丙戌二月中」という年紀が刻まれている石刻に「後<sup>部</sup>戸文達」とみえ(田中俊明「高句麗の金石文——研究の現状と課題——」「朝鮮史研究会論文集」一八所収、および同「訪朝私記」「朝鮮史研究会会報」八八所収参照)、また五五年に相当すると考えられる「乙亥年八月」の年紀があ

る泰川郡籠吾里山城石刻に「前部小大使者於九婁」という人名が刻まれていて、六世紀半ばころに人名に「後部」や「前部」などの五部の名称を付した第一級の史料がある。また平壤城城壁石刻の一つに「己丑年三月」と書きだされている石刻に「内中百頭上位使専丈」とみえる「内中」は、五部の一つ「内部」の誤訛とされており、「己丑」の干支も「己酉」と訛読するのがよいという学説があるが、「己酉」ならば五八九年のものになる(田中俊明「高句麗長安城城壁石刻の基礎的研究」「史林」六八・四参照)。おそらく「内中」は、「内部」と判読するのが正しいと考えられ、「内部」の名称が、六世紀の後半に使用されていたことを明証する記録として、この石刻は貴重である。さらにこれらとならんで注目されるものに、平壤城城壁石刻には年紀が記されていない石刻がある。それには、「卦婁蓋切小兒加群」という人名が刻まれている。この石刻も前掲した「丙戌二月中」とある石刻とほぼ同じころのものと考えられている(田中俊明、前掲論文参照)。「卦婁蓋切小兒加群」は、あるいは「卦婁蓋切」と「小兒加群」の二人の人名とも思われるが、他の石刻の例からみて、「卦婁」から「加群」まで一人の人名を表記しているとみるほうが妥当であろう(田中俊明、

前掲論文参照)。いずれにしても高句麗五部の古称である

「桂婁部」に由来する名称が六世紀半ばころの人名に付けられているのに注目させられるのである。五部の名称として現実に存在していた「後部」「前部」などと同時に、五部の古称である「卦婁」が人名に冠せられてはいるが、前者と後者とを同じ性格のものであると、ただちにみなしてしまふわけにはいかない。後者は、当時の五部の制をあらわしたものではなく、地域名などとして残っていた古い五部の名称であったと考えられる。

一方、日本の古代史料にも「桂婁部」につながる人名が記録されている。すなわち『日本書紀』天武十一年六月壬戌朔条に「高麗王遣下部助有。卦婁毛切。大古昂加。貢方物」とみえる「卦婁毛切」の「卦婁」、および『日本後紀』延暦十八年十二月甲戌条にみえる「卦婁真老」の「卦婁」は、高句麗五部の古称である「桂婁部」に由来する姓と考へてよいであろう(那珂通世『高句麗考』『外交釋史』所収および今西龍『高句麗五族五部考』前掲書所収参照)。『日本書紀』にみえる「卦婁毛切」、『日本後紀』に記されている「卦婁真老」が、とともに、六世紀半ばころの石刻にある「卦婁毛切」の「卦婁」と同じ表記であることも注意しなければならない。

らない。

さて『日本後紀』の「卦婁真老」のことがみえる記事の全文は、

又信濃國人外從六位下卦婁真老。後部黒足。前部黒麻呂。前部佐根人。下部奈弓麻呂。前部秋足。小県郡人无位上部豊人。下部文代。高麗家繼。高麗繼楯。前部貞麻呂。上部色布知等言。己等先高麗人也。小治田。推古飛鳥舒明二朝庭時節。帰化來朝。自爾以還。累世平民。

未改本号。伏望依去天平勝宝九歲四月四日勅。

改本号。賜真老等姓須々岐。黒足等姓豊岡。黒

麻呂姓村上。秋足等姓篠井。豊人等姓玉川。文代等姓清岡。家繼等姓御井。貞麻呂姓朝治。色布知姓玉井。

というものである。佐伯有義校訂標注の『日本後紀』同条の頭注には、「後部、及前部上部下部は何れも高麗の部落の名にて其本国にありし時の部落を以て仮に氏とせしなり卦婁も同じく内部の旧名なり」という説明が加えられる。ここに「消奴部」の後世の呼称「下部」とともに、後部・前部・上部という高句麗の五部の名称が氏名となつているのと同時に、内部・黄部・中部の旧名である桂婁部の名称が「卦婁」として氏名となつているのは、下部・後部な

どとは性格を異にし、卦妻真老の祖先が高句麗の桂婁部に系統を引く「桂婁（卦婁）」と称する地域に居住していたことに由来する姓と考えたほうがよいであろう。

とすれば下部・西部・右部・白部と後世に呼称された消

奴部という部名も、後にながく「消奴」という地域名として存続していたという類推が可能となる。おそらく福德の祖父で高句麗から亡命して日本に渡來したという福德は〔統日本紀〕延暦八年十月乙酉条、「消奴（肖奴・肖奈）」の地域に本拠を持つっていた人物であつて、日本に渡來した時、肖奈福德と称し、その子孫が「肖奈（消奈）」を氏名とするようになったものと考えられる。

普通に考えられていた背奈氏は、実は肖奈氏であつて、その氏称は、「せうな（しような）」であつたとすべきであろう。したがつて「はいな」と読むことには従うことができず、従来「背奈」を「せな」と読まれてきたのは、あるいは「せうな」の音が「せな」と転訛し、「肖奈」とは別に、「せな」の音の宛字として「背奈」の文字が使用されたという筋道も考えられなくはない。しかし、この氏名が存在していた同時代の記録には、ひとつとして「背奈」と表記されたもののがなく、また古写本も「肖奈」と記しているも

のが多いことによれば、やはり「肖奈」が、後世に「背奈」と誤写されたとみるのが本筋であつて、今後、背奈氏は、肖奈氏とするべきであろう。